

学事第790-2号
令和3年9月10日

各私立大学・短期大学設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

緊急事態宣言の期間延長に伴う私立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることにお礼申し上げます。

国は9月9日に、本県の緊急事態宣言の期間を9月30日まで延長することを決定しました。

これを踏まえ、県教育局では「緊急事態宣言期間延長後の県立学校の対応」（別添1）を決定しました。

私立大学、私立短期大学におかれましては、各学校の実情に応じて引き続き適切な新型コロナウイルス感染症対策を取られるようお願いいたします。

なお、県立学校における対応を添付いたしますので、対応の参考にしてください。

総務部学事課
専修各種学校担当
電話 048-830-2562